

「所在地」 本店の所在地を記入してください。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、仙台市内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等の所在地も併記してください。

「法人名」 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。

「法人税法の規定によって計算した法人税額 ①」

法人税申告書（別表1）の抜粋

法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法人税額計」の欄（9の欄）の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記入してください。

なお、（ ）内には、用途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の9の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の4の欄の金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の6の欄の金額）の合計額を記入してください。

所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1	十位	百万	千	円
法人税額 (48) + (49) + (50)	2		389	000	00
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「5」)	3				
税額控除超過額 相当額等の加算額	4				
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三 (三の二)「25」+別表三(三)「26」)	5			0	00
同上に対する税額 渡金 (62) + (63) + (64)	6				
課税留保金額 (別表三(一)「4」)	7			0	00
同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	8				
法人税額計 (2)-(3)+(4)+(6)+(8)	9		583	500	00

「課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ⑤」

- 「課税標準」の欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨ててください。
- 税率は申告書表紙の税率表を参照してください。
- 「税額」の欄は、2以上の市町村に事務所等を有する法人以外の法人のみ記入してください。

「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ⑥」

- 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記入し、それ以外の法人は記入する必要はありません。
- 「課税標準」の欄は、次のように記入してください。
  - ⑤の欄の金額を③の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち③の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に④の欄の数値を乗じて得た額を記入してください。
  - この欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨ててください。（※裏面 例1参照）
  - 仙台市が主たる事務所等所在地である場合は、第22号の2様式（課税標準の分割に関する明細書）を提出してください。

「仙台市内に所在する事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準」

2以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合に記入してください。この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における従業員（アルバイト、パート、役員等を含む）の数をいいます。

ただし、以下の事務所等の従業員数については裏面（例2）により計算してください。

- 算定期間の中で新設された事務所等
- 算定期間の中で廃止された事務所等
- 算定期間の各月の末日現在の従業員数のうち最多のものが最少のもの2倍を超える事務所等

「指定都市に申告する場合の⑰の計算」

本市に申告する場合の⑰の欄の金額（各区の均等割額合計）の計算に使用します。月数、従業員数及び均等割額の各欄を事務所等又は寮等の所在する区ごとに記入してください。

- 月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数が生じたときは切り捨ててください。また、算定期間中に事務所等の新設又は廃止があった場合、その月数には新設又は廃止の日を含みます。（※裏面 例3参照）
- 「従業員数」の欄は、算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業員数を記入してください。なお、新設又は廃止された事務所等であっても、算定期間の末日現在の従業員数を記入してください。（算定期間の末日に事務所等がない場合（廃止等）は0となります。）

※従業員にはアルバイト、パート、役員等も含まれます。

- 「均等割額」の欄は、均等割年額（申告書表紙の税率表参照）に月数を乗じて得た額を12で除した額（100円未満切り捨て）を記入してください。（先に月数を掛けてから12で割ってください。）

※均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。

# 法人市民税（確定・中間等）申告書（第20号様式）記載の手引き

- この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用してください。
- 金額の単位区分（けた）のある欄の記入に際しては、単位区分に従って記入し、記入すべき金額が赤字額のあるときにはその金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。

## 記載例

※令和2年4月1日以降に開始する事業年度から大法人は電子申告が義務化されています。紙の申告書を提出されても、不申告となりますのでご注意ください。

令和 〇年 〇月 〇日 (あて先) 仙台市長		法人番号		申告年月日	
所在地 本市町村が互同等の場合は本店所在地と併記 <b>仙台市青葉区国分町3丁目7-1</b> (電話) <b>022-214-1102</b>		この申告の基礎 1. 法人税の修正申告書の提出による。 2. 法人税の修正・決定・再修正による。		事業種目 <b>食料品販売業</b>	
ふりがな 法人名 <b>株式会社 仙台商店</b>		期末現在の資本金の額 又は出資金の額 <b>10000000</b>		死: 十億: 百万: 千: 円	
ふりがな 代表者氏名 <b>仙 台 太 郎</b> 氏名		期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額 <b>10000000</b>			
ふりがな 氏名		期末現在の 資本金等の額 <b>10000000</b>			
令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月 31日までの事業年度分又は連結事業年度分の市民税の確定申告書					

  

要	課税標準	税率(Cor)	法人税割額
	(十億: 百万: 千: 円)		(十億: 百万: 千: 円)
( 使 途 秘 匿 金 税 額 等 ) 法人税法の規定によって計算した法人税額	① 583500		
※ 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
※ 還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤ 583000	6.0	34980
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 (⑤×⑫)	⑥ 000		
市民税の特定寄附金税額控除額	⑦		
税額控除超過額相当額の加算額	⑧		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨		
外国の法人税等の額の控除額	⑩		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪		
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫		34900
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬		28900
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮		6000
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯ 月	円× <sup>⑮</sup> / <sub>12</sub>	100000
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰		50000
この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑰	⑱		50000
この申告により納付すべき市民税額 ⑮+⑱	⑲		56000
⑲のうち見込納付額	⑳		
差引 ⑲-⑳	㉑		56000

  

名 称	分割基準 当該法人の全従業員数	仙台市分の従業員数	仙台市分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
事務所、事業所又は寮等の所在地			
合 計	⑳	㉑	㉒

  

区 名	月数	従業員数	均等割額	決算確定の日	法人税の申告書の種類
青葉区	1.2	25	50000	〇年 〇月 〇日	青色/その他
宮城野区			00	解散の日	要/否
若林区			00	清算財産の最後の分配又は引渡しの日	要/否
太白区	1.2	25	50000	法人税の期末現在の資本金等の額	要/否
泉区			00	この申告が中間申告の場合の計算期間	有/無
指場			00	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	
定都			00	還付請求税額	
市の			00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	
申告			00		
す計			00		
算			00		

※印の欄は裏面Bを参照

「法人番号」 法人番号（13桁）を記入してください。

「この申告の基礎」

法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書を提出した年月日、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日を記入してください。

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」

期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在における資本金の額又は出資金の額を記入してください。

「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」

期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記入してください。

「期末現在の資本金等の額」

次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記入してください。

- (1) (2)に掲げる法人以外の法人 地方税法第292条第1項第4号の2イに定める額
- (2) 保険業法に規定する相互会社 地方税法施行令第45条の4において準用する同令第6条の24第1号に定める金額

「市民税の申告書」 空欄の場所には中間、確定、修正中間、修正確定のいずれかを記入してください。

「市民税の特定寄附金税額控除額 ⑦」

第20号の5様式（特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書）の⑨の欄の金額を記入してください。

「外国の法人税等の額の控除額 ⑩」

第20号の4様式（外国の法人税等の額の控除に関する明細書）の⑮の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の㉑の欄の仙台市分の金額）を記入してください。

「差引法人税割額 ⑫」 この欄の金額は100円未満の端数を切り捨ててください。

「既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑬」

既に納付の確定した当期分の法人税割額を記入してください。

「円 ×  $\frac{⑯}{12}$  ⑰」 「指定都市に申告する場合の⑰の計算」の欄の各区の均等割額の合計額を記入してください。

「既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑱」 既に納付の確定した当期分の均等割額を記入してください。

「この申告により納付すべき市民税額 ⑳」

⑮の欄又は⑱の欄に△印を付して記入した場合におけるこの欄の計算については、⑮又は⑱の欄を0として計算します。（ただし、納付の際は⑮の欄の金額と⑱の欄の金額の差額を納付することもできます。その場合には、納付書に差額だけを記入してください。）

「㉑のうち見込納付額 ㉑」

法人税法第75条の2第1項の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）が市民税につき申告書の提出前に納付した金額を記入してください。

「翌期の中間申告の要否」

次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んでください。

当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうち税額控除超過額相当額の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額）を当該事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項（同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。）

※ 翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から地方税法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、6を当該月数に読み替えて計算します。

本市では中間申告の必要がある場合には予定申告書を送付しております。仮決算による申告書が必要な場合には、本市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

A

### 「法人税の申告期限の延長の処分の有無」

次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んでください。

法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている法人（法人税法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項又は同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）

### 「還付請求税額」

中間納付額の還付を受けようとする場合において、その中間納付額の還付請求書に代わるものとして記入することができます。この場合において、還付請求税額として記入する額は、⑮の欄又は⑲の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。

B

### 「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②」

下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記入してください。

- (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(9)）の23の欄の金額  
 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記入しないでください。
- (2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(12)）の11の欄の金額
- (3) 租税特別措置法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） 法人税の明細書（別表6(14)）の14又は28の各欄の金額
- (4) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(17)）の25の欄の金額
- (5) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(18)）の25の欄の金額
- (6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(19)）の20の欄の金額
- (7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(20)）の18の欄の金額
- (8) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(21)）の30の欄の金額
- (9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(22)）の10の欄の金額
- (10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は第2項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(24)）の45の欄の金額  
 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第3項及び第4項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記入しないでください。
- (11) 租税特別措置法第42条の12の6第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(25)）の20の欄の金額
- (12) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで（情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(26)）の41の欄の金額
- (13) 租税特別措置法第42条の12の7第7項又は第10項（産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(27)）の34の欄の金額

### 「還付法人税額等の控除額 ③」

第20号様式別表2の5（控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書）の④の計の欄の金額を記入してください。

(例1) 2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額の計算例

例：20号様式の⑤の欄が3,500,000円、⑳の欄（全従業者数）が38人、㉔の欄（仙台市分）が25人の場合

・ 1人当たりの課税標準額 …  $3,500,000 \div 38 = 92,105.2631 \dots \rightarrow 92,105.26$ （全従業者数が2桁なので小数点3位（2+1）以下は切り捨て）

・ 仙台市分 …  $92,105.26 \times 25 = 2,302,631.5 \rightarrow 2,302,000$ 円（1,000円未満切り捨て）

〈22号の2様式（課税標準の分割に関する明細書）の抜粋〉

差引計 ①+②-③+④		⑤	3,500,000	
事務所又は事業所			分割基準及び分割課税標準額	
名称	所在地		従業者数	分割課税標準額
本店	仙台市青葉区〇〇〇		15人	円
泉支店	仙台市泉区〇〇〇		10	
	仙台市計		25	2,302,000
石巻支店	石巻市〇〇〇		13	1,197,000
合 計			38	3,499,000

20号様式の⑥の欄に記入。

端数処理のため必ずしも一致しません。

(例2) 事業年度の中で新設・廃止した事務所等の分割基準の計算例

下記の月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り上げてください。また、下記の計算により求めた従業者数に端数がある場合は、切り上げてください。

・ 算定期間の中で新設された事務所等

$$\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

例) 事業年度がR7.4.1～R8.3.31でR7.9.15に新設された事務所の分割基準

R8.3.31における従業者数—5人

$$\text{分割基準} = 5 \text{人} \times \frac{7 \text{ヵ月}^{(\text{端数切り上げ})}}{12 \text{ヵ月}} = 2.91 \dots \rightarrow \underline{3 \text{人}} \text{ (端数切り上げ)}$$

・ 算定期間の中で廃止された事務所等

$$\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

例) 事業年度がR7.4.1～R8.3.31でR7.12.18に廃止された事務所の分割基準

R7.11月末日における従業者数—7人

$$\text{分割基準} = 7 \text{人} \times \frac{9 \text{ヵ月}^{(\text{端数切り上げ})}}{12 \text{ヵ月}} = 5.25 \dots \rightarrow \underline{6 \text{人}} \text{ (端数切り上げ)}$$

・ 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最多のものが最小のものの2倍を超える事務所等

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数の合計}}{\text{算定期間の月数}}$$

### (例3) 均等割の月数計算例

例1：事業年度がR7.4.1～R8.3.31でR7.10.15に仙台市に事務所を新設した場合

月数 …… 5ヵ月と17日 → 5ヵ月（端数は切り捨ててください。）

例2：事業年度がR7.4.1～R8.3.31でR7.4.17に仙台市の事務所を廃止した場合

月数 …… 17日 → 1ヵ月（1月に満たない場合は1月としてください。）

例3：事業年度がR7.4.1～R8.3.31でR7.10.15に青葉区から若林区へ事務所を移転した場合

青葉区の月数 …… 6ヵ月と14日 → 6ヵ月（合計しても12ヵ月にならない）  
 若林区の月数 …… 5ヵ月と17日 → 5ヵ月（ことに注意してください。）

例4：事業年度がR7.10.1～R8.9.30で仮決算により中間申告をする場合

月数 …… 6ヵ月（算定期間の途中で事務所を新設等した場合には上記の例1～3によって計算してください。）

## 納付書の書き方について（お願い）

下記の項目をご記入の上、納付してください。

※①～⑤のうち、すでに印字されている欄は記入の必要はありません。

- ① 所在地及び法人名  
本店所在地、法人名を記入してください。
- ② 年度  
申告書を提出した日の属する年度を記入してください。  
例) 提出日がR7.4.1～R8.3.31の期間のとき⇒「07」
- ③ 管理番号  
本市指定の7桁の管理番号を記入してください。  
※本市が送付した申告書の右上に印字されている7桁の番号です。
- ④ 事業年度  
該当事業年度を記入してください。  
※設立後最初の申告の場合、事業年度始期には設立年月日を記入してください。
- ⑤ 申告区分  
申告の内容に対応する区分を○で囲んでください。
- ⑥ 法人税割額  
納付すべき法人税割額を記入してください。  
※法人税割額がマイナスの場合は、記入する必要はありません。  
※法人税割額と均等割額の差額を納付する場合には、その差額を均等割額の欄に記入してください。
- ⑦ 均等割額  
納付すべき均等割額を記入してください。
- ⑧ 延滞金  
延滞金が生じる場合には、記入してください。
- ⑨ 合計額  
⑥、⑦、⑧の合計額を記入し、先頭に¥マークを入れてください。

合計額は二重線で修正することができません。

書き損じ等で納付書が必要な場合には、本市ホームページから「法人市民税納付書」をダウンロードしてご利用ください。

市区町村コード 041009		宮城県		仙台市	
公		仙台市/市税		②	
法人市民税領収証書					
口座番号 02280-0-960463			加入者 仙台市会計管理者		
所在地及び法人名(法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)					
①					
様					
区分	市区	年度	科目	管理番号	
4	01	② 年度	15	③	
事業年度		申告区分			
④ から		⑤ まで			
法人税割額	01	百	十	億	千
		百	十	万	千
		百	十	円	
		⑥			
均等割額	02	⑦			
延滞金	03	⑧			
合計額	05	⑨			
納期限					
仙台市指定金融機関 仙台市指定代理金融機関 仙台市収納代理金融機関 仙台市役所(区)現金出納員 上記のとおり領収しました。(納税者保管)					領収日付印
○この納付書は、3枚1組の複写式となっておりますので、切り離さず提出してください。					